

労働安全衛生規則の改正について

(爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具の防爆性能等関係)

1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、事業者に対し、爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされており、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）においては、電気機械器具を使用する際に、防爆構造電気機械器具でなければならない箇所を、通風、換気等の措置を講じてもなお引火性の物の蒸気、可燃性ガスが存在して爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所としている。

今般、防爆危険箇所の区分について、国際電気標準会議が策定した国際的な基準に沿ったものとする事その他所要の改正を行うため、労働安全衛生規則を下記のとおり改正するものである。

2 改正の内容

(1) 爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具の防爆性能(要綱第一関係)

通風等による爆発又は火災の防止の措置を講じても、なお、引火性の物の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具を使用するときは、当該蒸気又はガスの種類に加え、爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ使用してはならないものとすること。

(2) 施行期日等(要綱第三関係)

平成20年10月1日から施行すること。

労働安全衛生規則の改正について

(爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具の
防爆性能: 安衛則第280条第1項)

現行

事業者は、(中略) 蒸気又はガスに対しその種類に応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならない。

改正案

事業者は、(中略) 蒸気又はガスに対しその種類及び爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならない。

IEC(国際電気標準会議)規格

工場電気設備防爆指針
(労働省産業安全研究所技術指針)
により3つに区分

電気機械器具防爆構造規格
(告示)により3つに区分

大

zone0

0種場所

特別危険箇所

危険度

zone1

1種場所

第1類危険箇所

zone2

2種場所

※第2類危険箇所

小

※危険箇所の区分の法令化により、第2類危険箇所において、タイプn防爆構造(非点火防爆構造)の使用が可能となる